

特別支援教育就学奨励費のお知らせ

大阪市には、大阪市立小学校・中学校及び義務教育学校の特別支援教育にかかる保護者の経済的な負担を軽くするため、学用品・通学用品などの一部を補助する「特別支援教育就学奨励費」制度があります。

申請理由

- ① 「特別支援学級で学んでいる児童・生徒」の保護者
- ② 通常学級で学んでいる「学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいがある児童・生徒」の保護者
- ③ 通常学級で学びながら週1回程度「障がいに応じた他校での通級指導教室に通っている児童・生徒」の保護者

！！ 申請は毎年度必要です ！！

① の特別支援学級で学んでいる児童・生徒については、制度の詳しいお知らせや申請書等を、5月中旬以降に、学校からお配りする予定です。通常学級で学んでいる②あるいは③の児童・生徒で申請を希望される方は、学校にお申し出ください。

申請理由③は、通級にかかる交通費（通学費）だけが支給対象です。

※ 就学援助又は生活保護を受けておられる場合も申請できます。（ただし、支給費目は限られます。裏面【支給内容】参照）

申請理由②の障がいの程度

原則として、「身体障がい者手帳」又は「療育手帳」のコピーで確認します。手帳をお持ちでない場合、医師の診断書（大阪市教育委員会指定様式）が必要です。

区分	障がいの程度
視覚障がい者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障がいが高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難（※1）な程度のも
聴覚障がい者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のも
知的障がい者	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のも 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のも 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のも
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療（※2）又は生活規制を必要とする程度のも 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制（※3）を必要とする程度のも

LD（学習障がい）、ADHD（注意欠如・多動性障がい）等の発達障がい、又は精神障がい（精神障がい者保健福祉手帳の交付者）は上記「障がいの程度」に該当しません。

- ※1 通常の文字、図形等の視覚による認識にかなりの時間を要するとともに、すべての教科等の指導において特別の支援や配慮を必要とし、かつ、障がいを改善・克服するための特別な指導が系統的・継続的に必要であること。
- ※2 医師を中心とした診断や治療のこと。日常的な薬の服用や自己注射等は含まない。
- ※3 疾患により、運動や日常の諸活動（歩行、入浴、読書、学習等）及び食事の質や量が著しく制限されるものであること。

支給内容

申請理由 や世帯の所得等に応じた**支弁区分**により、支給内容が変わります。

支弁区分	支給対象基準額（3人世帯の目安）
I 段階	所得307万円未満
II 段階	所得307万円以上 512万円未満
III 段階	所得512万円以上

※ この支給対象基準額は、3人世帯の場合の目安額です。実際の支弁区分は、社会保険料、生命保険料及び地震保険料等の控除金額などによって異なります。

※ 『所得の申告』は、特別支援教育就学奨励費の申請のためには原則として必要です。

支弁区分ごとの支給費目（令和7年度の内容です。令和8年度の内容は申請時にご確認ください。）

支弁区分 支給費目	就学援助認定者	I 段階	II 段階	III 段階
学用品・通学用品購入費	就学援助で支給	<ul style="list-style-type: none"> 学用品購入費：通常必要とする学用品の購入にかかる保護者負担額の半額に相当する額 通学用品購入費：通学のため通常必要とする用品の購入にかかる保護者負担額の半額に相当する額 校外活動費：学校行事として実施される校外活動の参加に必要な交通費及び見学料の半額に相当する額 上記の合計 定額：小学校 6,620円（年額） 中学校 12,525円（年額）		
校外活動費（宿泊を伴わない）				
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費（※新1年・新7年のみ）				
校外活動費（宿泊を伴う）				
修学旅行費				
通学費（注2）	（注3）			
交流学習交通費		実費		実費の半額
職場実習交通費（※中学校のみ）				
医療費及び日本スポーツ振興センター共済掛金	就学援助で支給	学校医療券発行（注4）及び共済掛金・保護者負担額		

※ 生活保護（教育扶助）を受けておられる場合は、通学費、交流学習交通費、職場実習交通費のみが支給対象となります。

（注1）就学援助による支給額が就学奨励費の支給額を下回る場合は、その差額を支給します。

（注2）教育委員会が真にやむを得ないと認めた事由による指定校変更をした児童生徒について、最も合理的かつ経済的な通常の方法による通学費の支給には、1年間の定期券のコピー等が必要ですので、保管してください。

（注3）就学援助認定者の通学にかかる交通費の詳細は「就学援助制度のお知らせ」の「6 援助の内容」をご覧ください。

（注4）「医療費」については医療券を発行しますので、必ず受診される前に学校にお申出ください。

就学援助

「特別支援教育就学奨励費」とは別に、非課税世帯や児童扶養手当の支給を受けているなど、経済的に困りの方へ、学用品費などを援助する「就学援助」があります。

詳しくは、令和8年度（2026年度）就学援助制度のお知らせ（早期2・一般・随時）をご覧ください。

【お問合せ先】 大阪市教育委員会事務局 学校運営支援センター
事務管理担当（就学支援グループ） 電話：06-6115-7641